

公益社団法人安城市シルバー人材センターゴールド会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人安城市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第5条に定める正会員のうち、ゴールド会員に関し、必要な事項を定める。

(要件)

第2条 ゴールド会員の要件は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 一般会員として5年以上在籍し、かつ、年齢が75歳以上の者
- (2) 社会通念上、就業が困難な状況にある者
- (3) 会長又は公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会会長から顕彰を受けた者

(認定)

第3条 ゴールド会員になろうとする者は、会長に申出書（別記様式）を提出し、会長の認定を受けなければならない。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会で定める。

附 則

- 1 この規程は、センターの令和6年度定時総会による公益社団法人安城市シルバー人材センター定款第5条の変更の決議の日（令和6年6月25日）から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現にゴールド会員認定処理要領（平成26年6月18日施行）に基づくゴールド会員である者は、第3条の会長の認定を受けたものとみなす。